

陳情第 5 号

種苗法改定の取り下げを求める意見書提出に関する陳情書

2020年3月19日

長崎市議会議長

佐藤 正洋 様

陳情人

・住所 長崎市五島町 5-15-1106

・氏名 江原 尚美



自家増殖を原則禁止とする種苗法改定の取り下げを求める意見書の提出に関する陳情

1. 陳情の趣旨

農水省は「優良品種の持続的な利用を可能とする植物新品種の保護に関する検討会」で種苗法の現行制度の見直しを検討、2019年11月15日、新品種保護に関する対策をとりまとめ、これを元に2020年1月20日に召集された第201回国会に種苗法改正案が上程される予定でしたが、3月3日に閣議決定され、国会で審議されることとなりました。しかし、種苗法改定案には問題点があり、私たち日本の食の将来が懸念されます。

【種苗法改定案の問題点】

①農水省はシャインマスカットなど日本の優良な育種知見が中国、韓国などに海外流出するのを防ぐため種苗法改定が必要だと述べています。

しかし次の理由によって、改定の理由にはならないと考えられます。

(1) 政府は種子法廃止法案と同時に、農業競争力強化支援法を成立させて(独)農研機構各都道府県の優良な育種知見を民間に提供することを促進するとしています。

(8条4項)民間とは海外の事業者も含まれるとされており、シャインマスカットは(独)農研機構の登録品種なので矛盾することになります。

(2)現行の種苗法 21条4項では明文で登録された品種を購入して消費以外の目的で輸出することを禁止するとしています。中国などほとんどの国がユポフ91年条約を批准していないので、種苗法を改定しなくても現行の種苗法で刑事告訴、民事の損害賠償もできるので、十分防ぐことはできます。韓国は91年条約を批准していますが、育種知見の海外流出をすべて防ぐことは不可能なので、その国で育種知見の登録をすることが唯一の方法であるとされています。以上のように種苗法の改定を必要とする理由はありません。

②種苗法が改定されると、農業者は登録された品種の育種権利者から自家増殖(採種)の対価を払い許諾を得るか、許諾が得られなければ全ての苗を新しく購入する必要があります。ですから、登録品種は自家増殖(採種)一律禁止になり、違反すると10年以下の懲役1000万以下の罰金共謀罪の対象になります。コメ麦大豆などの専業農家は、新しく購入した登録品種を3年ほど自家採種して使っていますので、それができなくなれば経営的に大きな負担となります。(野菜の種子を考えると、日本は30年前までは伝統的な種子で国産100%でしたが、今では多国籍企業が海外で生産した種子を毎年購入し、価格も40~50倍に上がっており、現在世界の種子の70%は多国籍企業によって生産されています。)

③自家増殖禁止とは、いちご芋類サトウキビや、りんごみかん等の果樹は苗を購入してそれを自家増殖していますが、それができなくなります。これからは 育種権利者に

お金を支払って許諾を毎年得るか、許諾が得られなければ毎年 全ての苗を購入しなければならなくなります。有機栽培農家の多くは、紫芋など登録品種と知らずに増殖していますが、これらも禁止の対象になります。

④農業競争力強化支援法 8 条 4 項では、(独)農研機構及び各都道府県の優良な育種知見を民間に提供するとされています。種苗法の改定により地方自治体が民間企業に売却した場合、育種権利者が代わると、従来通り自家増殖を続けることは難しくなります。毎年許諾が必要になり、許諾の代価を支払うか、もしくは種苗を企業の提示する高価な価格で買わざるを得なくなると考えられます。

⑤今回の改定案では、育種知見を保護するために、種苗の持つ「特性表」が新たに法律になります。農水省は裁判で、育種権利者の権利を守るために、新たに特性表による権利の保護が必要であると説明しました。(平成 26 年のなめこ茸事件の高裁の判決参照) 今回の改定案では、新品種の持つ開花時期、葉の色等特徴を特性表にし、裁判で育種権利者主張が守られるようになります。

新しい品種の育種登録、年間維持費には高額のコストがかかり、一般の農家では実質不可能で、企業の新しい品種の登録が推進されることとなります。農水省は自家増殖禁止は新しい品種に限られるため、有機栽培農家が伝統的な品種を採種して栽培を続けることは何の問題もなく大丈夫ですと述べているので、ほとんどの農家は安心していますが、育種権侵害の裁判例から疑問視されます。

⑥ゲノム編集の種子が、今年から安全審査の手続きもなされないまま、表示もなく、飼料用米などで作付が始まる恐れがあります。

日本政府はゲノム編集食品は遺伝子組み換え食品とは違う、安全であるとしています。しかしゲノム編集はまさに遺伝子組み換えによるもので、EU など各国では New GMO として遺伝子組み換えと同様の厳しい扱いをしています。日本で、もしこれからゲノム編集による種子が作付けされるようになれば、日本は花粉の交雑により、有機栽培のできない遺伝子組み換え汚染農地となってしまうのではないのでしょうか。実際、北米大陸では、日本ほどの面積の農地が遺伝子組換え作物による汚染地帯となって、有機栽培ができなくなっています。

2. 陳情項目

以上の観点から、地方自治法第99条に基づいて国に対し、下記の通り「種苗法改定の取り下げを求める意見書」の提出を陳情いたします。

「自家増殖を原則禁止とする種苗法改定の取り下げ)を求める意見書」

① 現行法で原則として農家に認められてきた登録品種の自家増殖を「許諾制」という形で事実上一律禁止する改正案により、これまで認められてきた農家の自家増殖の権利が著しく制限されると同時に許諾手続き・費用、もしくは種子を毎年購入しなければならないなど、農家にとっては新たに大きな負担となり、農家の経営を圧迫し、ひいては地域の農業の衰退を招きかねません。

② 農水省は今回の改正が「日本国内で開発された品種の海外流出防止のため」であることを強調していますが、日本の登録品種の海外への流出を止めることは困難で、有効な対策は海外のその国の法令にのっとって、品種登録を行い育成者の権利を守るしかありません。違法に海外に持ち出そうとする行為を防止するためとして、国内の農家の自家増殖を許諾性にして制限しても海外流出を止めるための有効な対策とはならず、海外での育成者権の保護強化のために日本国内の農家の自家増殖を禁止する必要性はありません。

③ 在来種(一般品種)は育成者権の対象外としていますが、一般品種が登録される可能性も否定できません。今回の法案では裁判の際には特性表に基づいてのみ判断するとされるため、育成者権者にとっては大変有利である一方、小規模農家を委縮させ、在来種の栽培や自家増殖を断念せざるを得ない結果、全国各地域で種子を守ってきた農家とともに多様な種子が失われ、消費者の選ぶ権利を奪うことにもなりかねません。また、高額な登録料のため地域の中小の種苗会社が品種登録できない場合、特定の民間企業による種子の独占や市場の寡占化が進み、農家や消費者の選択肢をより制限することになります。

④ 自家増殖禁止は、種子の多様性や地域に適した作物栽培を妨げかねず、地球規模での気候変動による食料不足が心配される中、食料自給率の低い日本においては食料安全保障の観点にも逆行しています。

国においては地域農業や農家、消費者の権利を守り、安定した農作物・食料を確保する観点から、農家の権利を制限する「種苗法」改正を取り下げを強く求めます。